

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定

株式会社 と同社従業員代表 とは、標記に関して次のとおり協定する。

1. 当社の従業員が保有する平成 年度の年次有給休暇（以下「年休」という。）のうち、5日を超える部分については 日を限度として計画的に付与するものとする。なお、その保有する年休の日数から5日を差し引いた日数が 日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
2. 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
 前期 = 4月～9月の間で 日間
 後期 = 10月～翌年3月の間で 日間
3. 各個人別の年休付与計画表は、各回の休暇対象期間が始まる2週間前までに会社が作成し、通知する。
4. 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各回の休暇対象期間の始まる1カ月前までに、所属課長に提出しなければならない。
5. 所属課長は、第4項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
6. この協定の定めにかかわらず、業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は従業員代表と協議の上、第2項に定める指定日を変更するものとする。

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役
株式会社
従業員代表